

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成29年11月15日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから御質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。

規制委員会の所掌と直接関係ないかもしれないのですがけれども、昨日、原子力発電環境整備機構、NUMOで、核のごみのマップについて、意見交換会、説明会で、やらせというか、サクラというか、お金を払って人を集めていたという発表がありました。以前は原子力保安院が九州で玄海原発をめぐる、かなり込み入った、そういったことをやっていたことがあるということで、非常に印象の悪い話だと思うのですがけれども、委員長としてどのように御覧になったのかをまずお聞かせください。

○更田委員長 まず、報道されているところを承知している範囲であるのは、それまでの知識しかないのですがけれども、また、スミさんがおっしゃったように、規制にかかわる話ではないのですがけれども、感想を申し上げると、やれやれという感じですかね。本来の伝えるという趣旨、それから、聞くという趣旨、これは規制に限らず、さらに言えば原子力に限らず、何かの意思決定なりを政府がしようとするときには必要なプロセスだと思いますし、その趣旨を台なしにしてしまうようなことがあれば、それはそもそも狙いを外れるどころか逆効果になるわけなので、私たちとしても、規制委員会、規制庁がこんなまねをするとは考えられないけれども、ただ、注意をしなければならないのは、往々にしてこういうことが起きるときは、何かの業務であるとか、運営を委託して、その委託した先がさらにどこかへ委託してと行って、もとの業務を頼んだところの視野から遠くなってしまったところにこういうことが起きがちで、病巣とまでは言わないけれども、要因が生まれてくるのがままあるので、私たちとしては、そんな意図は全く持たないけれども、そうは言っても、再委託とか、再々委託先でこんな間違いが起きてしまうことがないように、人のふり見てですけれども、直すというのは当たりませんが、注意をしていきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。もう一点、追加で、以前、インタビュー等でもお聞きしたと思うのですが、原子力全体に後ろめたいというか、後ろ暗いイメージが、特に福島

事故後あって、今回のようにバックエンドであるとか、デコミの話になると、さらに後ろ向きなイメージがあって、そういったものが今回の背景にあったかどうか分かりませんが、そういった後ろ暗さとか後ろめたさを払拭していかないと、規制の人材確保も、原子力の利用全般について、なかなか進まないと思うのですけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 周囲がどう見るかということは別として、当事者が、今、自らが置かれている状況を後ろめたいとか、後ろ暗いとか捉えてしまうことに根深い問題があると思っています。要は片づけるということですから、本来、片づけるべきものが片づかないまま放置されている状態を片づけようとする行為なのであって、それは後ろ暗いとか、後ろめたいということに当たるものではないので、そこは物事を進めようとする人たちの意識がしっかりしていることが大事だろうと思います。

○司会 御質問のある方。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

昨日の東海第二の審査会合を拝見いたしました。まず、経理的基礎というものは今まで公開されなかったのが今回公開されたことの意味合いと、2つ目は、どういう状況になれば審査書案取りまとめに進むのかということについてお聞かせください。

○更田委員長 まず、一般に、設置許可、設置変更許可の審査の中では、経理的基礎を項目の一つとして見えています。ただ、ほとんどの電力事業者の場合、経理的な基礎がしっかりしていて、例えば、債務保証のようなものを必要としないですとか、そういったものですので、ややもすると確認行為が形式的なものになるので、そういう意味で、これまでの先行の審査においては、審査会合でこれを扱うことはなかった。

一方で、日本原子力発電の場合は、これは原子力規制委員会発足前のことになりますけれども、原子力安全保安院の緊急安全対策をとらなければならないときに、その資金調達の際に債務保証を受けたという経緯があります。

それから、今回、日本原子力発電が申請している内容で説明している対策をとろうとすると、緊急安全対策時と同等ないしはそれ以上の資金が必要になる。ということは、再び債務保証を受けなければならない蓋然性が高い。

さらに、震災以降、日本原子力発電は売上を上げているわけではない。そういう意味で、他の事業者と大きく異なるところがあるので、これは論点ではあるので、公開の審査会合で議論をしようということで、昨日の審査会合に至ったと理解しています。

○記者 2点目は、おそらく、この後、審査書案の取りまとめというのが、今のままでは進まないという指摘が、昨日、審査会合の中でありました。どのような状況になることが重要かというのを、ごめんなさい、しつこいのですが、よろしくお願いします。

○更田委員長 この点に関しては、日本原子力発電が明確な答えをしていますので、債務保証者を連れてくるといいますか、明示すると言っていますので、その提示を受けるこ

とが次のステップへ移るための課題になると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。右の列の女性の方。

○記者 朝日新聞のカワハラと申します。

個別の案件で恐縮なのですが、福島第一の凍土壁に関してお伺いします。東電は11月に入って、おおむねの場所で0度以下になったというような表現はするのですが、凍結をしたかどうかに関しては言及を避けてきて、今、11月末に来ているのですが、従来から規制庁としてはサブドレン主体でというのは重々承知の上でお聞きするのですが、凍土壁というものを造って、それだけの時間をかけて、お金をかけてやってきて、だけれども、効果が曖昧だというのは許されないのではないかと思います、どういった検証を望まれますか。

○更田委員長 まず、温度について御質問の中で触れておられましたけれども、陸側遮水壁にとって、温度を下げるのが目標ではなくて、水をとめることが目標ですから、温度がマイナス何度になっていようが、水がとまらなかつたら役に立っていないわけですね。温度は測りやすいから、凍っているか、凍っていないかを示す上での指標として見やすいものだからということで測ってはいるのでしょうかけれども、あくまで目的は水をせきとめることですから、とまっているか、とまっていないかをあらわす指標に温度は直接なるわけではないので、目安よりももっと手前の、冷やしているのだから冷えているかなというのを見ているところにとどまると思います。

では、陸側遮水壁が効果を上げているか、上げていないか。これは特別のことでもしない限り、特別のことというのが浮かばないのでだけれども、なかなか立証するのは難しいと思います。例えば、サブドレンの汲上量が物すごく少なくなってきた、汲み上げずとも建屋周辺の水位が上がってこないという状況が生まれれば、これは陸側遮水壁の効果なのかなというところですが、試すわけにはいきませんのでね。そういう意味では、どこまでがサブドレンの効果で、どこまでが陸側遮水壁の効果なのかは、ともすれば水掛け論になる可能性もあるし、東京電力が信用してくださいと胸を張ったところで、一体どの値を見てそれを信用すればいいのかというのは、なかなか難しいと思います。

一つの明確な指標は、サブドレン、陸側遮水壁で囲んでいる範囲の中から抜かなければならない水の量が著しく少なくなれば、陸側遮水壁が効果を上げていると言えるだろうと思います。今のところ、はっきりしないと言えははっきりしないのですが、規制当局としての関心は、陸側遮水壁の効果があつたかなかったかよりも、とにかくさっさと建屋の水位をどんどん下げていって、ドライアップに持っていけることが重要ですので、サブドレンと相まってでも構わないので、とにかく早く建屋に滞留している水の処理を前へ進めたいというのが実際のところです。

○記者 ありがとうございます。どうしても政策決定というか、工法を決定するのが妥当だったかどうか、規制当局からは離れているかと思うのですが、廃炉の作業がこの先、何年も何年もたくさんいろいろなステップがあるかと思うのですが、その中でこういうふうには、何というか、見切り発車で物事が始まって、凍るか、凍らないか、効果が上がるかどうか曖昧なままというのは、廃炉全体に影響を及ぼすのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○更田委員長 一般論としてはおっしゃるとおりだと思います。陸側遮水壁を例に取れば、陸側遮水壁がどれだけの効果を上げたのか、費用対効果の説明責任は東京電力並びに資源エネルギー庁にあるのだらうと思います。ただ、先ほど申し上げたように、技術的にはなかなか難しいだろう。

それから、陸側遮水壁以外のものに関しても、様々な試みもなされています。それぞれひとつひとつ非常に厳しい説明責任が伴うかという、あそこはある意味、戦場ですから、よいと思ったらすぐ手をつけなければならないものもあるし、それから、しっかりした計画期間、準備期間を持てるものに関しては、おっしゃるように、本当にそこに投資をすることが正しい方針なのかどうかは十分に議論をされるべきだと思います。その議論の土台の部分、ロードマップを策定したり、検討をしている資源エネルギー庁主催の検討会でも見ているし、何よりも東京電力がこの点においても主体性を持つべきだし、また、それが安全上のものにかかわるという観点からは、私たちも、中心となるのは特定原子力施設監視・評価検討会ですけれども、規制委員会、規制庁も注視していきたいと思っています。

○司会 手前の男性の方。

○記者 北海道新聞のホソカワと申します。よろしくお願いします。

また個別の案件で恐縮なのですが、先週金曜日の地震・津波審査会合で北海道電力泊原発が議題となりました。この中で、敷地内の断層について、北海道電力がこれまで活動性はないとする論拠としてきた明瞭な火山灰層が敷地内の複数のトレンチから見つからないという説明を北海道電力はしました。これに対して規制委の事務方は、これまでの説明方針に大きな障害が生じているとか、基準地震動の審査の進捗が見込めない状況だと指摘をしました。この言葉をそのまま受けとめると、審査が後退したとも受け取れるのですが、委員長としての受けとめをお聞かせください。

○更田委員長 進行中の審査なので、率直にお答えすることがためられるのですが、本件については、審査の行方を左右する非常に大きなことなので、あえて申し上げますけれども、10日の金曜日の審査会合を見ることはできなかったのですが、後からユーチューブで見て、また資料も見て、正直、大変驚きました。というのは、御質問の中にもありましたけれども、前提が崩れたという表現は必ずしもふさわしくないかもしれないけれども、少なくとも見通しというか、こうなっていくだろうと考えていた

ものが大きく崩れかかっているのは事実だと思います。これまで問題がないとされていた敷地内の断層について、一旦、火山灰による説明を北海道電力は行って、それを旧規制機関は認めているわけですが、それをさらに詳しくという指示に基づいて調査をしたら、これまでのところ、他の調査点では見つかっていない。とすると、これは普通に考えて、あるところで見つかって、それが根拠となっていたものが、ほかのところでも出るはずが出ませんとあるので、規制庁の方も、火山灰ではなく別の方法での立証も検討するべきであると、これは指導に当たるとは思いますけれども、しています。ただ、今月後半ないし来月になると思いますけれども、改めて北海道電力からは本件について説明があると聞いていますので、今の時点で確定的なことを申し上げているつもりはないのですけれども、少なくとも10日の審査会合を聞いている限り、フランクに言えば驚きましたし、立証がきちんとできないようであれば、泊3号機の審査に大きな影響を与えることは間違いないと思います。

○記者 他の地点では見つかっていない、普通に考えて、あるところでおっしゃったのですけれども、科学的には、同じ敷地内で明瞭な火山灰が出てこないということは、通常考えるとあり得ないという前提で、今、委員長はおっしゃっているのでしょうか。

○更田委員長 そこまで申し上げているつもりはないのですけれども、シンプルに言うと、もっと簡単だろうと。ここで出たものだから、ほかの地点で出たら、同じように出てくるだろう、だから、敷地内の断層についてはオーケーだよねというのが、何と申しますか、前提というよりか、見通しというか、少なくとも北海道電力は、かつての旧規制当局に示した説明でもって、敷地内の断層についてはマルなのだと。さらに詳しく調べてくださいと要求したところ、ほかの地点では出ないということになったので、当てが外れたというのは電力側のあれかもしれませんが、私たちとしても、旧規制当局が受けていた説明がそのまま通用するものだったら、ほかでもきっと出るだろうとやはり思っています。ところが、見つかりませんと。それでは違う方法で立証してもらったり、何かなければ、つまり、今まで余り大きな論点とは思われていなかったところが、大きな論点として浮上したという言い方をしてもいいと思います。

○記者 その別の方法での立証なのですけれども、これはかなり緻密で、かなり大変な作業になるとお考えでしょうか。これも電力側がすることですけれども。

○更田委員長 ごめんなさい、率直に言って、私は余りはっきりしたことを申し上げられるほど、今の時点で知識がないのですけれども、ただ、一般論から言うと、ああいった地質・地層にかかわるものの立証はそんなにすぐに終わるものではないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 シゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

2点お伺いしたいのですが、まず1点目は神戸製鋼の件なのですけれども、今日、具

体的に溶接棒のお話が出てきたり、あとは委員の方々からも、被覆管まで調査した方が
いいみたいな話もいろいろ出てきたとは思いますが、規制委員会としては、現
在、どこまで調査をすべきであって、かつ、どうすれば安全性に問題がないと言い切れ
るのか、その目安はあるのかどうか、その辺、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 まず、調査は進行中で、進行中の段階で、どこまで行けばゴールかという
のは、立てるべきでもないし、なかなか持ちにくいものだと思います。さらに言え
ば、幸いにして安全上の問題に直接結びつくような不正が見つかっていないので、逆に
どこまでやればというのがなかなか見通しにくいところがあります。

それから、今日の委員会の中で言及のあった、例えば、被覆管は、ジルコプロダクツ
という会社が素管を作っていますけれども、ここは神戸製鋼と住友金属の合弁で作られ
ている。被覆管の素管としてはシェアは大きい。被覆管は非常に微妙な合金で、非常に
精密な合金設計をされているものですから、そこに不正があるとすると、重要な問題で
はあります。

一方で、逆に非常に精密な設計がされている合金であるので、不正なり、ふぐあい
があるとすぐ見つかるというのは一定程度。ただし、事故に至らないと表へ出てこないよ
うなふぐあいもなくはないので、まずは不正が行われていたか、行われていなかったか、
そこをはっきりさせることが非常に重要だと思います。

溶接棒の方は、非常に多くのところで使われている。シェアは非常に高いと聞いてい
ますので、福島第一原子力発電所の溶接タンクもおそらく同社製の溶接棒を使って溶接
をされている。ただ、溶接棒に関して不正が行われたということは見つかっていないし、
さらに強度に至るような影響がというのは見つかったわけではないので、これも同
社が納めている溶接棒に関して不正があったか、なかったかをまず早く確認をしてほし
いというところだと思います。ただ、コベルコ、神戸製鋼の問題は、原子力の安全に直
接結びつく、関連するような事例がこれまでのところ見つからないだけに、逆に今
の時点でどこまでというのがちょっと申し上げにくい。発電所に関して言えば、1次冷
却材バウンダリというのをまず確認しようとしていて、電力各社ともに安全上重要な機
器に徐々に広げていくということだろうと思います。緊急度が高いとは思いませんけれ
ども、ただ、長期戦になる可能性はあるのかなと思います。

○記者 もう一点お伺いしたいのですが、冒頭の共同通信さんが質問された件なのですけ
れども、そういう立場ではないと重々承知はしているのですけれども、今回のNUMOの件
というのが、原子力、原子力行政を含めてかもしれないのですけれども、どういう影響
を与えかねないのかというのを改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 信頼を取り戻すということを田中前委員長はよくおっしゃっていたと思
います。信頼を取り戻すのは、規制だけが取り戻すとか、事業者だけが取り戻すとかとい
うことはなくて、やはり全体で実績を積み上げてということだと思っていて、そういう
意味では、今回の伝えられているNUMOのものだって、先ほど申し上げたように、人ごと

だと思わずに、こういうことが万が一にも起きないように自分たちも気をつける。

気をつけなければならないのは、当事者に、例えば、規制委員会や規制庁にその意図がなくても、委託先があるいは再々委託先がというようなことが起きてしまわないとも限らないので、これはやはり運営であるとか、実施を投げ過ぎてしまうと起きてしまうことなのではないかと思います。どうしても多くの事業や多くのイベントを進めようとする、どうしても委託ということは行うわけですが、言葉は悪いけれども、丸投げしてしまうとリスクも高くなりますよね。ですから、やはり何らかの教訓をそこから学び取らなければいけないと思いますし、原子力全体という観点からいえば、やはり信頼を損なう行為なのだと思います。

○司会 では、アベさん、マサノさんの順で。

○記者 日本経済新聞のアベです。よろしくお願いします。

今日、議題に上がった委員の現場視察の関係で1つお伺いします。

この議論自体は、5年間の振り返りの中で、地元のいろいろな意見をきちんと聴くことが大事だと、コミュニケーションを図っていくことが大事だという中で、今回の議題で取りまとめたと思うのですが、ただ、今日の案の中でまとめたのは、現場では地元の首長と、あと追加の1名に限るという話でまとめたと思います。何かわざわざ追加1名までというふうにするのがちょっと私はどうなのかなと思うのですが、というのは、人数を増やせば増やすほどいいというわけでもないと思いますし、また、物理的に会場の都合とかもあると思うのですが、ただ、委員長がかねがねおっしゃっているいろいろなステークホルダーとのコミュニケーションが大事だという面では、こういうふうになんか絞らなくてもいいと思いますし、ふだんおっしゃっていることとちょっとそぐわないところもあるのかなと感じるのですが、その辺、どうお答えになりますでしょうか。

○更田委員長 まず一番の問題はキャパシティの問題だと思っています。やはり同時ではなくても、後でも録画はウェブサイトで公開したいと思うし、それをやろうとすると設備の整ったところでやりたい。

それから、もう一つは、オフサイトセンターでやると、テレビ会議のシステムを使って本庁とつなぐことができるのですね。ですので、例えばですけども、何らかの用事で、例えば私のケースだったら、国会があったとか何かで急に行けなくなったって、OFC、オフサイトセンターを使えば、東京のテレビ会議システムを使って参加することは、テレビ会議システムを通じてではあるけれども、参加することができる。そういった意味では、準備だとか経費だとか、そういった様々な面を考えると、オフサイトセンターを使うのが一番やはり有利だというのが結論なのです。

そうすると、どうしてもオフサイトセンターには容量の制限がある。さて、では、PAZの方々に限ってというのは、それがフェアかということ、そうではないだろうと。更に言

えば、各市町村で何名も来ていただいて結構ですという、先着順とか抽せんとか、これもフェアではないだろうと。

ですので、事務局の提案にあった自治体の代表の方とお一人というのは、キャパシティを考えてのことであろうから、入るのだったら、例えば、参加される自治体の数が少なければ、プラス1ではなくてプラス2だって構わないと思います。

それから、首長さんである必要も必ずしもないと思っています。皆さんの御都合を考えたら到底開催不可能になりますので、ある市なり、村なり、町なりの首長さん、ないしは首長さんのかわりの方でも結構だし、それから、例えば、技術委員会みたいなものを持っている自治体であれば、その技術委員会の代表の方がお見えになっても構わないだろうし、それから、もう一人の、プラスもうお一方、お二方というそのお一方に関しては、例えば、住民の方の代表の方でも結構だろうし、それから、首長さんが是非この人と思う、それこそ技術委員会のメンバーの方でも構わないし、それは私たちの方からこの方と言うのではなくて、個々の自治体の方々の選択にお委ねするのが正しいのだろうと思っています。

オフサイトセンターを今後整備していくときに、この会合を考えてキャパシティをと言いつつ切りはないですけども、まず1回、2回とやってみて、大きなふぐあいがあったら改めて、とてもいいようであれば続けてということだと思いますので、これも口癖みたいにアジリティと言っていますけれども、よさそうな考えだったらさっさと始めようというのは、今、考えているところのことです。

○記者 分かりました。

○司会 マサノさん。

○記者 フリーのマサノです。よろしくお願いします。

神戸製鋼所の件なのですけれども、先ほど10月9日の電事連からの報告で丸めた報告だったというお話でしたが、その翌日に神戸製鋼所が原因究明と再発防止に関する報告書を出されていますね。それを見ますと、そもそも昨年6月に子会社でJIS法違反が見つかって、JISの資格が取り消された。そこが発端で、神戸製鋼所はようやく今年の4月に調査を始め、自主点検をしてきたけれども、10月まで、終わるまでに妨害行為が自主点検の過程であったことから、10月26日に外部調査委員会ができたという、そういうことになっているのですけれども、それが意見交換会があった翌日にあったということで、こういった悪質なやり口ですね。例えば、中身を見ますと、クレームを受けない範囲で改ざんを行って業務を進めていたとか、それから、不正行為が行われていた範囲が年間売り上げの数%に達し、年々その範囲が増加した。上司もまたかつての当事者ということで放置されたというようなことで、かなり悪質だと思うのですが、性善説に基づいた自主点検で、それに基づく電力事業者への報告ということで、それは信じてよいのかということがあると思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 まず、ふぐあいがあって一番不利益をこうむるのは事業者自身であって、すぐ事故のこととかを考えがちですけれども、製品にふぐあいがあるとちゃんと物が回らない。物が回らなくて一番不利益をこうむるのは事業者なので、「性善説」という表現をとられましたけれども、本件に関して言えば、規制側以上に、その製品を使っている事業者は大いに心配をしていると思います。

そういった意味で、事業者の調査、これは言われなくてもやっている部分というのがほとんどなのですけれども、ただ、そこで問題なのは、言わないとそれが表へ出てこない。この間の9日の資料に対して、山中委員が不満だと言われた。そうすると、翌日、翌々日にかけて面談で出てくるわけです。

そもそも今、電力事業者は、私たちがどういった内容を求めるかとか、自分たちがそのユーザーとしてどういった調査が必要かということは、言われなくても承知をしているはずで、むしろひっそりと確認して、オーケーだったら表沙汰にたくないという方向が働いているのが、ちょっと私たちとしては、山中委員の言われる不満というところに結びつくのだと思います。

潜在的な危険性を持っている施設を運用する以上は、説明責任があると思っていますので、そういった意味では、電力事業者にとっては一つの試金石でもありますけれども、きちんとした情報の発信に心がけてほしいとは思っています。

○記者 今おっしゃった山中委員が不満だと。伴委員も小出しだというようなことを言いましたけれども、文書指示をどうも原子力規制庁の方が出していないのではないかと思いますよね。例えば調査期間の範囲ですね、40年前から不正が行われていたということなので、どの範囲まで含めるのかとか、そういったことも含めて、何を明らかにしなくてはいけないのかということを示す側、規制側が言っていない。面談と意見交換で済ませているのですけれども、それではちょっと規制の役割を果たしていないのではないかとすることが1つと、あと、やはり明らかにすべきなのは、神戸製鋼所が事業者に対して個々に問題があったところを言っているわけですよね。それを原子力規制委員会側が入手をして、そして、調べるようにすると、そういったことも必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○更田委員長 今の御質問を伺っていて、先週のこの会見の最後に赤旗の記者の方とやり取りしたときの回答を繰り返すことになるなと思っていたのですけれども、今回の神戸製鋼の不正のような事態のときに、この範囲まで調べろ、この範囲まで調査しろ、この深さまでやれと規制当局がいつまでもやらなければならないようだったら、この国に原子力を利用する資格はないと思っています。

結局、そこまで常に国が、この項目について、どの項目について、あそこの範囲まで、何年前までと手とり足とり事業者の裏をとらなければ、それを文書指示を出さなければという状況なのだったら、それは国としての適格性に欠けるということですね、事業者全体として。私は、本件に関して言えば、文書で指示を出すような段階に至っていると

は思っています。

○記者 福島第一原発のことを考えれば、国の規制が国民から求められている役割というのは、今おっしゃったようなこととは逆だと思いますが、それはちょっと意見なので。

あともう一点、最後ですが、意見交換会なり、面談なりの中に北海道電力、中国電力、東北電力が全く登場してきていませんが、これはどういうことなのでしょうかとこの確認をお願いします。

○更田委員長 まずは動いている炉を運用する事業者を優先ということで、これまで九州電力、関西電力、それから、定検中にはありますけれども、四国電力まで聴取をしている。許可を与えた範囲という点でいえば、近い将来も関西電力と九州電力になるわけですが、今後、対象範囲を広げていくということになります。

○記者 済みません。最後というのは、もう一点だけ、もう一度確認します。神戸製鋼所からどのような部品を電力会社、原子力事業者に対して提供したというリストを出させる可能性、意欲、ありませんか。

○更田委員長 範囲はということをおっしゃっているのですか。原子力発電所で使われている全ての製品について、神戸製鋼所の製品をとということですか。

○記者 そうです。

○更田委員長 ありません。

○記者 どうしてですか。

○更田委員長 まず、サプライチェーンを全部追いかけて、全てのものをというのだったら、それは時間的余裕を事業者に与えるだけです。優先順位を見失ってはいけないで、まず1次冷却材のバウンダリから確認していく。そして、見るべきは安全上重要な施設に範囲を広げていく。必要があれば、当然、範囲を広げるのは事実ですけれども、今の段階で原子力発電所に使われている全ての製品について、神戸製鋼製のものをリスト。返ってくる答えは、2年かかります、3年かかりますと。そういう問題ではありません。

○記者 優先順序をつけてやるという考えもないですか。例えばキャニスターとか、緊急性がなくても行く行くという。

○更田委員長 まさに優先順位の問題です。だから、1次冷却材圧力バウンダリからと申し上げている。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

本日の新検査官制度の導入、おもしろくというか、私は注目しているのですが、結局、委員の皆さんで意見の違いがあるのだなと思ったのは、現行の保安検査というものについて、元々これがかかなり形式化しているというか、事前通告に基づくマニュアル化について、これは余り役に立たないなというのが前提で、わざわざアメリカに遣唐使を送り

込んで蘭学事始みたいなことをしているのですよね。

しかし、今日伺うと、山中さんも田中さんも伴さんもこの保安検査というのが役に立っているのだみたいなおことをおっしゃっているのですけれども、そこで委員の認識が整っていなかったら新検査制度を導入する意味が私はないと思うのですよね。実際に見ていても、結局、違反と言いながら、これは監視だとか、見ていても皆さんがエクスキューズをやっているとしか見えないのですよね。

だから、私は、保安検査が全然意味がないとは言いませんよ。だけれども、これを本当に否定して自己改革ができないから、今、アメリカに習いに行っているのに、何で委員の先生方がこれを擁護するようなことを言っているのか。私はそれは大きなギャップがあると思うのですが、そこはどうなのでしょうね。

○更田委員長 まず、保安検査が見るべき範囲をあらかじめ特定してしまっていて、よく使われる言葉で言えば、形骸化しているというのは、米国でもSALPという制度が同じ批判を受けて、事業者も大いに不満で、また、デービスベッセであれだけ明らかに兆候があらわれていたにもかかわらず、検査対象ではないということで見落としとして事故のぎりぎりまで行って、その大きな反省があって米国でもSALPからROPへの移行というのがなされた。

同じことを、私たちはデービスベッセのような事態を受けたわけではないけれども、福島第一原子力発電所事故を受けて、検査制度をやはり同様に改めよう。これは以前もお話ししたことですけれども、各国のベストプラクティスを寄せ集めてベストなものを作ろうとすると、おそらく5年、10年議論しましょうということになって、かつての保安院の検査の在り方検討会みたいに延々と議論をするつもりはありませんので、いいと思った方向にまずそちらへ踏み出そうということで、法の改正をお願いして、認めていただいて法改正が整ったので、今、32年4月には施行しようとしていると。

では、今の保安検査をどう捉えたらいいのか。今の保安検査にも意味がないとは決して思ってはいませんし、また、田中委員、山中委員、伴委員の発言でも、やはり今、検査に当たっている保安検査官の士気を落とすたくないという思いは当然あると思います。現場で保安検査に当たっている検査官の苦労というのは相当のものでし、また、効果も上げていると思う。

ただ、今の制度から次の制度へ一気に飛び移るのは、どうしてもギャップが大きいので、そこで今日、金子課長に指示をしたのは、その移行段階をなるべくスムーズにできるような方策について検討をとというのが今日の議論の内容で、これは聞いていただいていることと思います。

現行の制度を批判することはたやすいですけれども、いきなり新制度がすぐ始められるわけではないので、32年4月、更にはその後も含めて、移行していくための遷移期間というのはどうしても置かなければならないと思っていますし、現行の保安検査に対する姿勢が委員間で温度差は多少あるかもしれないけれども、意見が対立しているという

ことではないと思います。

- 記者 お話は分かりました。基本的に検査官が地方回りみたいなことで、地位もプライドも権限も、それから、処遇も含めて今までぱっとしなかったわけですね。それはNRCに比べてそういうふうに行われているわけですがけれども、ただ、そういうところを直して行って、私は、ある意味でガードマンみたいだったのがおまわりさんになるではありませんけれども、それなりの見識でがつんとやるのが、そういうものでなければ、やはり3.11の教訓を踏まえた検査官制度にならないと。

そうでないと、基本的に今回やっていることは、3.11が起こったときに検査官は逃げたのですから。それぐらい国民の信頼を失っているから、アメリカに習いに行っているのだと私は思っているのですけれども、そういう御認識が委員の皆さんにあるのかなど。今の保安検査の違反が監視だという議論をしているのだったら、これはお金の無駄というか、アメリカに何を習いに行っているのだらうと、私はそう思っているのですね。だから、本当の意味では、検査官にプライドと地位とか何かを与えることを考えなかったら、それはやらないですよ。

- 更田委員長 それは今、米国に送っている検査官も、向こうの検査制度を学んでいる最初の5人、それから、今の6人の学びに行くことというよりは、むしろ、どちらかというと委員であるとか幹部が学ぶことだと思っています。

これはさんざん議論をしているし、是非応援もしていただきたいと思っているのは、検査官の待遇を上げる、ないしは十分な要員を地方に置くということに関しても、どうしても政府組織としての限界に縛られている部分があります。

ミヤジマさんがおっしゃっているように、米国は4つの地域に分かれていて、その4つの地域のトップは局長級です。リージョン1からリージョン4まで局長級だし、現在、NRCの長官のポストについている人は、検査のある地域の局長だった人がいきなり長官になっている。それだけ地方局の検査に当たっている局長のポストというのは重い。

ですから、当然、私たちも、地方の検査官事務所であるとか、地域統括と呼んでいるポストであるとか、そういったポストの格上げもしたいし、勤務環境も改善したいし、あるいは住環境や、要するに、仕事環境、生活環境の改善というのは、これは先週も検査官事務所長を集めた会議を開催して、そこで私自身が申し上げたことですがけれども、環境の整備や待遇、地位であるとか、そういったものに関して。

というのは、新しい制度のもとでは、検査官事務所長の持つ権限というのは明らかに大きくなる。その分、責任も大きくなる。したがって、それに見合ったポストや処遇というのは当然のことであろうと思いますので、これは今、検査に当たっている人たちではなくて、むしろ規制委員会の委員、それから、規制庁の幹部の仕事だと思っていますけれども、是非少しでも改善を図れるように努力をしたいと思っていますし、是非応援をしていただきたいと思っています。

○司会 以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上とさせていただきます。お疲れさまでした。

—了—